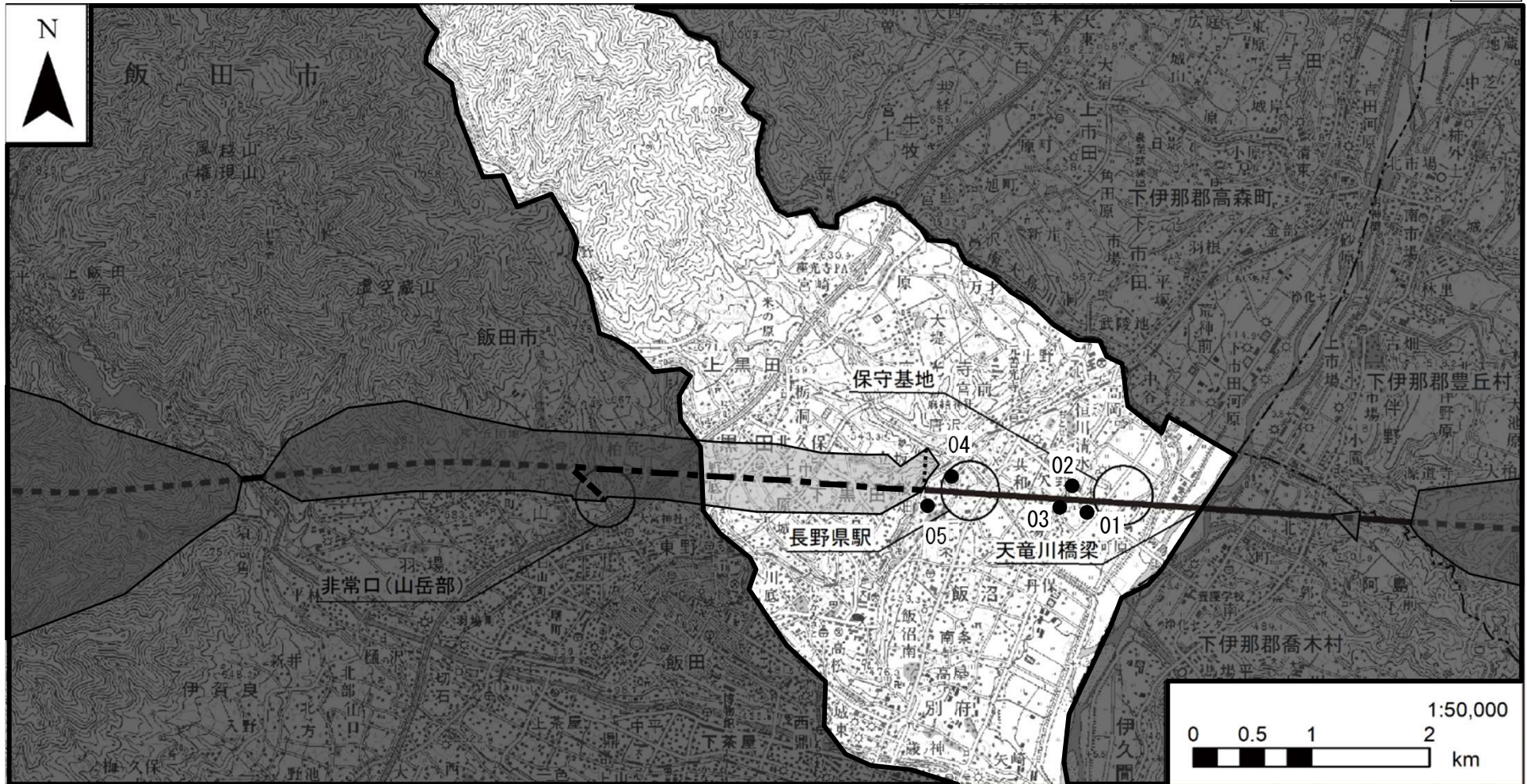


に対する助言と事業者の対応方針

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>1 全般</p> <p>(1) 工事の実施及び工事車両の運行に当たっては、環境保全措置を確実に実施するとともに、関係機関や地域住民等との連絡、調整及び協議を引き続き丁寧に行い、地域住民の生活環境及び自然環境への影響を回避又は最大限低減するよう努めること。また、現況を大きく悪化させないよう、必要に応じて、追加の環境保全措置及びモニタリングを検討すること。</p>	<p>これまでも申し上げてきたとおり、工事の実施及び工事用車両の運行に当たっては、「中央新幹線長野県駅（仮称）新設工事における環境保全について」（以下「環境保全について」）に記載の環境保全措置を確実に実施し、地域住民の方々の生活環境及び自然環境への影響を事業者として実行可能な範囲内で回避又は低減するべく努めるとともに、必要に応じて追加の環境保全措置及びモニタリングを検討します。</p>
<p>(2) 工事や環境保全措置の実施状況、事後調査及びモニタリングの結果、工事概要等を積極的に公表するとともに、地元自治体及び地域住民に対して引き続き丁寧な説明を行うこと。</p>	<p>本事業における他の工事同様、工事の概要や施工状況について、関係する地区で開催する説明会や回覧等を通じ、適宜周知します。</p> <p>また、環境保全措置の実施状況やモニタリングの結果等は、他の工事箇所と同様に年度毎に取りまとめ、長野県及び関係自治体へ報告する他、当社ホームページへも掲載します。</p> <p>引き続き、地元自治体や地域住民の方々への丁寧な説明に努めます。</p>
<p>2 大気質、騒音、振動</p> <p>(1) 工事による改変範囲が住居等に隣接していることから、大気質、騒音、振動について想定される影響の程度、環境保全措置の内容や期待される効果をより具体的に記載するとともに、地域住民に対して丁寧に説明すること。</p>	<p>工事の実施及び工事用車両の運行に係る大気質、騒音、振動の影響の程度については、「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【長野県】平成26年8月」（以下「評価書」）において予測を行い、基準又は目標との整合が図られていると評価しました。</p> <p>また、環境保全措置の具体的な内容や期待される効果は、「環境保全について」に記載のとおりであり、工事説明会等を通じ、地域住民の方々にご説明しています。引き続き、地域住民の方々にご理解を深めていただけるよう、丁寧に説明していきます。</p>
<p>(2) 工事施工ヤードで行う騒音・振動等の日々の簡易計測の結果の公表について検討すること。</p>	<p>工事施工ヤードで行う騒音・振動の簡易計測の結果は、現地にてモニターに表示することで、地域住民の方々がいずれもご覧になれるようにしているものです。計測結果も踏まえつつ、「環境保全について」に記載のとおり、騒音・振動の影響を事業者の実行可能な範囲内で出来る限り低減するべく努めます。</p>
<p>3 水環境</p> <p>(1) 周辺井戸の調査結果等から推定される地下水の流向について、井戸の諸元、位置、水位等の調査結果と共に記載すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点においてこれまでに実施した地下水位の測定結果や、周辺の地形、河川の流下方向、地質調査の結果等から、地下水の流向は概ね南東方向であると想定されます。</p> <p>また、井戸の諸元、位置、水位等の調査結果については、権利関係者や関係機関等と調整のうえ、必要に応じ、県へ報告します。</p>
<p>(2) 掘削工事及び地下構造物の設置による地下水への影響を的確に把握するため、地下水の流向の下流に位置する駅舎予定地の南側にも調査地点を設置すること。また、自記水位計による連続測定の実施を検討した上で、その結果をモニタリングの実施計画へ反映すること。</p>	<p>「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点は、「飯田市（野底川以東）における水資源に係る具体的な調査の計画について（令和2年12月）」（以下「調査の計画について」）において、水位の計測が可能かつ計画路線に最寄り地点を路線の両側に配置することで対象工事の影響を把握できるよう選定した地点であり、令和2年度第6回長野県環境影響評価技術委員会にてご審議いただき、県助言に対する事業者の対応方針をご回答しています。</p> <p>この「調査の計画について」では、別紙のとおり、今回「環境保全について」でお示した2箇所の水資源のモニタリング地点の外にも、より東側のエリアで3地点を選定しています。今後、高架橋等に係る工事計画の深度化も踏まえつつ、これらも含め、適切な地点を選定します。</p> <p>また、「環境保全について」に記載の水資源のモニタリング地点においては、令和3年度から自記水位計による連続測定を実施しています。今後も引き続き測定結果を確認していくとともに、必要により、その結果を工事やモニタリング地点等の計画に反映します。</p>

長野県からの助言	事業者の対応方針
<p>(3) 水質及び水資源のモニタリングについて、自然由来の重金属等とは具体的にどのような項目なのか記載すること。また、土壤汚染対策法に定める基準との差が小さい場合とはどのような場合か具体的に記載すること。</p>	<p>「評価書（資料編）」や「調査の計画について」等に記載のとおり、水質及び水資源のモニタリングにおける自然由来の重金属等の調査項目は、カドミウム、六価クロム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、ふっ素及びほう素です。 また、水資源のモニタリングにおける、土壤汚染対策法（以下、土対法）に定める基準との差が小さい場合とは、土壤の調査における調査結果の値（土壤溶出量）が土対法の基準の80%を超えた場合を指します。</p>
<p>(4) 工事の実施に伴う水資源への影響について、河川管理者等の関係機関や漁業権を管理する下伊那漁業協同組合に対し、事前説明や状況報告等を丁寧に行うこと。</p>	<p>河川管理者や下伊那漁業協同組合に対しては、これまでに工事計画等をご説明し、ご理解を得ています。今後も必要により、関係機関へ工事計画や施工状況について丁寧にご説明しながら、工事を進めていきます。</p>
<p>4 土壤環境 土壤汚染のおそれのある土壤に遭遇した場合に、有害物質の有無や汚染状況をどのように確認するのか具体的に記載すること。また、その場合に実施する工事排水の監視及び処理の内容を検討し、記載すること。</p>	<p>本工事における改変範囲及びその周辺において、土壤汚染に係る土地の利用履歴は確認されていません。また、工事に先立ち、既に県へ土対法第4条（土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査）に係る届出を行っており、現時点で、土壤汚染状況調査に係る命令を受けていません。 今後工事中に刺激臭、悪臭又は異常な色を呈した土壤や地下水を確認する等、汚染のおそれがある土壤に遭遇した場合には、有害物質の有無や汚染状況等を確認するとともに、状況に応じ、土対法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律などの関係法令に基づく適切な処理を行ったうえで、処理状況等について年次報告に記載することを検討します。</p>
<p>5 動物、植物、生態系 ミズマツバとホシクサは、工事前に水田の耕作が放棄されたことにより消失したものの、埋土種子は存在すると考えられるため、生育が確認されていた地点の土をそれらに適した水分条件を備えた場所に移し、発芽生育した後に、別の場所に移植する方法を検討すること。</p>	<p>ミズマツバとホシクサの生育確認地点は、平成24年の生育確認後、長期間当該種の生育に適さない環境（耕作放棄地）となっており、それ以降に実施した調査においても当該種は確認されていません。 また、当該種はウリカワ同様、これまで当社にて実施した調査において計画路線周辺で多数の生育が確認されており、同種の生育環境が広く分布していることから当該種の生育環境は確保されるとの専門家の助言も踏まえ、平成24年に当該種の生育が確認された地点の土を移す等の対応は考えていません。</p>
<p>6 その他 (1) 付け替え後の新戸川の暗渠区間について、洪水時に閉塞しないための具体的な対策を記載すること。 (2) 工事用車両が通行する道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、関係機関、地域住民等と協議や調整を十分に行い、必要な対策を講じること。</p>	<p>新戸川の付け替え区間は、「長野県土木事業設計基準（長野県建設部）」等に基づき設計しています。加えて、暗渠区間の維持管理に係る河川管理者との協議を踏まえ、「環境保全について」に記載のとおり、浚渫作業等を行う重機が河川管理用通路から当該区間の河床部へ到達できる坂路の設置や暗渠構造物内の作業空間確保などにより、出水時にも対応可能な構造となっています。 工事用車両が運行する公衆用道路において、一般車両、歩行者等の安全が確保されるよう、今後も引き続き関係機関や地域住民の方々等と協議、調整を行い、必要な対策を講じていきます。</p>



凡例

- 計画路線（地上部）
- 計画路線（山岳トンネル部）
- 計画路線（シールドトンネル部）
- - - 市町村境
- 予測検討範囲
- 非常口（トンネル部）
- 他町村並びに飯田市野底川以西の範囲
- 作業用トンネル
- 地下水の水位・自然由来の重金属等（縦井戸）

図1 水資源モニタリング地点

「調査の計画について」P.4に加筆

地点04, 05 : 「環境保全について」で示した2地点
 地点01, 02, 03 : 「環境保全について」で示した地点より東側で選定している3地点